



建設分野における外国人材の受入れに関する 制度・手続きについて

群馬県行政書士会

塩野 有希



制度編

技能実習と特定技能

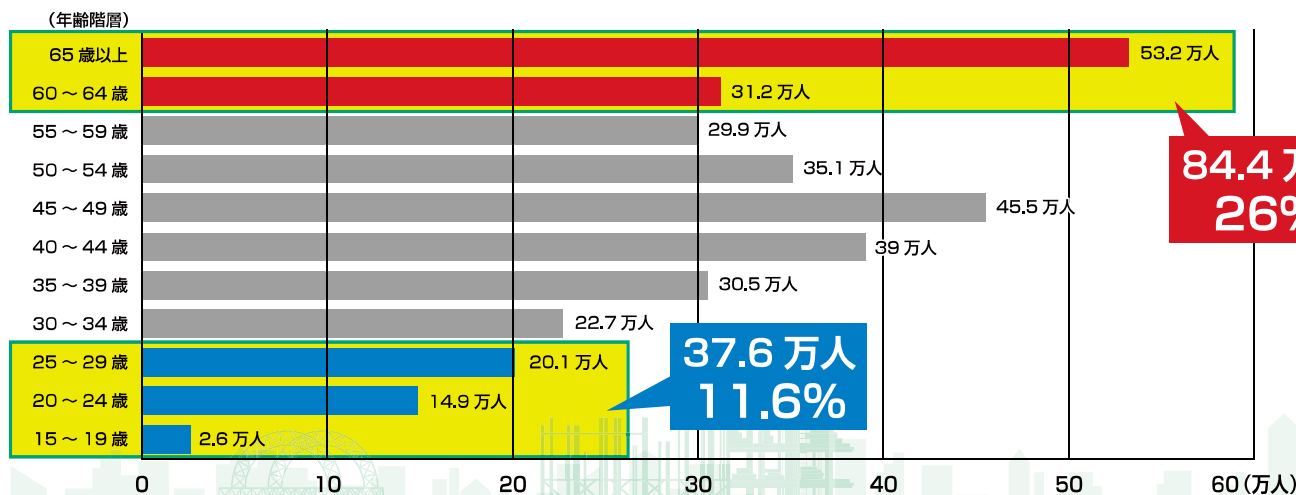
建設分野における外国人の受入れの背景

- 技術者の高齢化⇒将来にわたって担い手を確保していくことが業界全体の重要な課題
- 将来的に生産性向上を図りつつ、働き方改革や処遇改善により国内人材確保の取組を行ってもなお不足する分を、外国人材の受入れにより中長期的に確保していく必要がある。

年齢階層別の建設技能者数

- 全体の約4分の1が60歳以上
10年後にはその大半が引退
- 一方、29歳以下の割合は全体の約1割

- 若年入職者の確保・育成が喫緊の課題
- 担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進める必要



出所：総務省「労働力調査」(H31年平均)をもとに国土交通省で推計

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は、10年間で8倍以上に増加（2020年10月末で11.1万人）
- 在留資格別では、技能実習が最多（ただし、技能実習は就労制度ではない）

建設分野に携わる外国人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567
外国人建設就労者	—	—	—	—	401	1,480	2,983	4,796	5,327	4,260
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	—	267	1,319

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）
 (注) 外国人建設就労者・特定技能外国人は、2020年12月末時点、その他は2020年10月末時点

1号特定技能外国人の受入状況(2020年12月末時点)

国籍別の状況

(単位：人)

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	タイ	カンボジア	ミャンマー	ネパール	その他	合計
人数	991	120	63	51	34	24	16	10	10	1,319

職種別の状況

(単位：人)

職種	建設機械施工	鉄筋施工	型枠施工	とび	左官	内装仕上げ	コンクリート圧送	配管	建築大工	建築板金	表装	屋根ふき	保温保冷	土工	合計
人数	330	230	214	149	127	100	58	36	33	16	11	7	6	2	1,319

建設業に従事できる在留資格

■ 技能実習 1号（1年目）、2号（2～3年目）、3号（4～5年目）

1号から2号、2号から3号へ移行するタイミングで、技術が習得されているかどうかを確認する試験を受ける必要がある。

■ 特定技能 1号（最大5年間）、2号（更新の上限なし）

- ①技能実習2号を良好に修了する
- ②『日本語試験』と『建設分野技能評価試験』に合格する

● 建設就労者（2022年度末まで）

オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等の建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした在留資格（在留資格は『特定活動』）

- 永住者、定住者、日本人の配偶者などの、就労制限がない在留資格
- 技術・人文知識・国際業務（現場作業はできないので要注意!）

技能実習

発展途上国の青壮年を一定期間日本で受け入れ、日本の技能、技術又は知識を修得し、本国へ技能等の移転を図ること。

➡ 人手不足を補う労働者ではない。

特定技能

深刻化する人手不足に対応するため、14分野において、一定の専門性・技能を有し、**即戦力となる**外国人を労働者として受け入れること。

技能実習

技能 一定の経験はある（一部例外もあり）が、基本的にはこれから仕事を覚える。

日本語能力 日本語要件はないので、あまり話せない。
➡ 入国前、入国後に日本語や日本での生活についての法定講習を受ける。

特定技能

技能 3年間の技能実習を修了している、又は技能評価試験に合格している。
➡ 即戦力

日本語能力 3年以上日本で生活している（技能実習修了者）、又は日本語能力試験N4以上に合格している ➡ 日常会話程度の日本語が理解できる

技能実習と特定技能の比較③

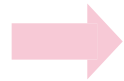
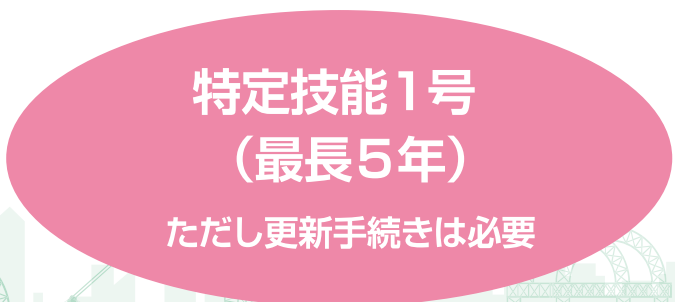
在留資格の種類と在留期間

技能実習



- 技能実習3号 2年
- 外国人建設就労 ※2022年度末で終了
- 帰国
- 特定技能への移行

特定技能



※2021年12月現在、建設、造船・船用工業の2業種のみ

技能実習

家族の帯同 不可

転職

事実上、困難

特定技能

家族の帯同

● 特定技能1号 → 原則として不可

ただし、家族滞在等の在留資格で日本にいる者は『特定活動』の在留資格でそのまま在留できる。

● 特定技能2号 → 可

転職

自発的な意思に基づいて転職可能

ただし、入管への手続きは必要。

技能実習と特定技能（建設分野）の比較 まとめ

	特定技能（建設分野）	技能実習
目的	担い手確保	技能移転、国際協力
対象者のレベル	即戦力となる人材＝技能実習2号修了レベル (技能検定3級・日本語能力試験N4レベル)	一定の経験あり (ただし、例外的に未経験者も対象としている)
在留期間	1号：5年　　2号：制限なし	2号まで：3年　　3号まで：5年
人材の紹介	JACによる無料人材紹介を受けることが可能 (義務ではない) ※有料職業紹介事業者からの紹介は不可。	監理団体からの人材紹介
受入費用	① JACに対する受入れ負担金の納入 月 12,500 円～ 20,000 円@人 ②登録支援委託料 月 20,000 円～ 35,000 円@人 ※登録支援団体に支援を委託する場合のみ。	監理団体への監理費の納入 月 30,000 円～ 60,000 円@人 ※国土交通省調べ。監理団体により費用は異なる。 ※初期費用が別途必要。
手続	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省へ受入計画認定申請 入管に在留資格・支援計画の審査申請 定期的な就労状況の報告（入管） 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人技能実習機構へ技能実習計画の認可届出 入管に在留資格の審査申請 定期的な実習実施状況の届出（機構）
家族の帯同	1号：原則不可（※例外あり） 2号：可	不可
転職	自発的な意思に基づく転職は可能	雇用先、監理団体の同意を得て実習計画の変更申請を行う（事実上、困難）
関与機関	登録支援機関（サポート）	監理団体（監理、指導）

技能実習等と特定技能の受入対象職種への対応関係

国土交通省



外国人が特定技能外国人になるルートは以下の2つ

外国人が特定技能外国人になるルートは以下の2つがあります。

ルート1 技能実習等未経験者

①技能評価試験

「建設分野特定1号評価試験」又は
「技能検定3級」

②日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」又は
「日本語能力試験(N4以上)」

ルート2 技能実習等経験者

- ・技能実習2号を良好に修了した者 ※1
- ・外国人建設就労者

特定技能1号

- 在留期間は通算5年
- 家族の帯同不可

班長として一定の実務経験 + 「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」に合格

特定技能2号

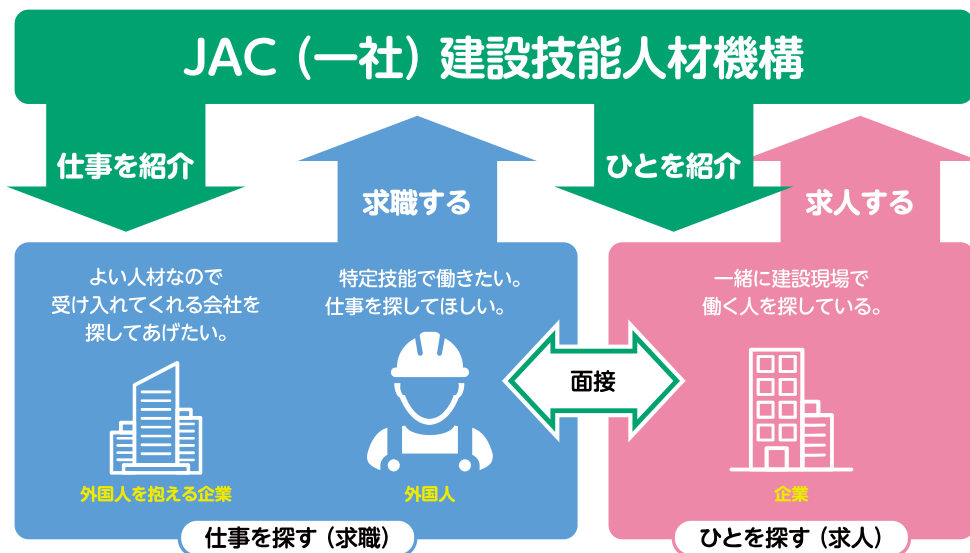
- 在留期間の更新に上限なし
- 家族（配偶者・子）の帯同可

※1「技能実習2号を良好に修了」とは、技能実習を2年10ヶ月以上修了し、次のいずれかを満たすことが必要です。

① 技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること。

② 技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していないものの、実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した実習実施者が作成した評価調書により技能実習2号を「良好に修了」と認められること。

JAC（一般社団法人建設技能人材機構）による人材マッチング



JACは無料職業紹介事業者です。
紹介手数料は一切かかりません。

※建設業務は、職業安定法の規制により、
有料職業紹介事業者による職業紹介を行ってはいけないことになっています。

詳しくは、JACのホームページ
『求人求職情報』へ

https://jac-skill.or.jp/job_matching/index.php

相談・問合せ先のご紹介

- 建設分野の『特定技能』制度について
国土交通省 不動産建設経済局 国際市場課 03-5253-8111 (内線24618)
(一社)建設技能人材機構 03-6453-0220
- 在留資格の申請について
出入国在留管理庁 『特定技能制度』ホームページ
https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html
- JAC (一般社団法人建設技能人材機構)
<https://jac-skill.or.jp/> 又は 03-6453-0220
- 外国人の雇用全般について
群馬県行政書士会 027-234-3677

ご清聴ありがとうございました!



© 群馬県 ぐんまちゃん

制作：群馬県